

被用者年金の一元化

<現状>

- 被用者年金が職域ごとに分立しており、特に、共済年金と厚生年金を比較すると、2階部分の給付設計は同じであるものの、保険料率や職域部分を含めた給付水準、給付設計が異なっている。
- 改革の方向性>
- 以下の措置等を行うことを検討する。
 - ・厚生年金に、公務員及び私学教職員も加入することとし、2階部分の年金は厚生年金に統一する。
 - ・共済年金の1階、2階部分の保険料率については、早期に厚生年金に揃える。
 - ・遺族年金などの共済年金と厚生年金との給付の要件の差については、原則として厚生年金に揃える。

(参考1) 平成19年に提出された被用者年金一元化法案の概要

- 法律案の趣旨
制度の安定性・公平性を確保し、公的年金全体に対する国民の信頼を高めるため、共済年金制度を厚生年金制度に合わせる方向を基本として行う。これにより、民間被用者、公務員及び私学教職員を通じて、同一保険料、同一給付を実現する。
- 法律案の概要
 - ① 被用者年金の大宗を占める厚生年金に、公務員及び私学教職員も加入することとし、2階部分の年金は厚生年金に統一。
 - ② 共済年金と厚生年金の制度的な差異については、基本的に厚生年金に揃えて解消。
 - ③ 共済年金の1・2階部分の保険料を引き上げ、厚生年金の保険料率(上限18.3%)に統一。
 - ④ 事務組織については、効率的な事務処理を行う観点から、共済組合や私学事業団を活用。また、制度全体の給付と負担の状況を国の会計にとりまとめて計上。
 - ⑤ 共済年金にある公的年金としての3階部分(職域部分)は廃止。(新3階年金について)は、別に法律で創設し、職域部分の廃止と同時に実施する趣旨を附則に規定)
 - ⑥ 追加費用削減のため、恩給期間に係る給付について本人負担の差に着目して27%引下げる。ただし、一定の配慮措置を講じる。(文官恩給、旧三共済も同様)
 - ⑦ 被用者年金制度の一元化の対象とする「被保険者」の範囲の見直し。(パート労働者に対する社会保険の適用対象範囲の拡大)
※本法案は平成19年4月13日、第166回通常国会に提出したが、審議未了のまま衆議院解散（平成21年7月21日）により廃案となつた。

(参考2) 厚生年金及び共済年金の保険料率

	厚生年金	国家公務員共済・地方公務員共済	私立学校教職員共済	※ 職域部分 も含めた保 険料率
現在(平成23年4月)	16.058%	15.508%(※)	12.938%(※)	
最終保険料率	18.3%(平成29年度)	19.8%(平成35年度)(※)	19.4%(平成42年度)(※)	